

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 平成 26 年 8 月 11 日 (月) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所 : 亀岡市役所 市民ホール

出席者 : 委員 14 名

敬称略 : 峰島、寺田、隅田、酒井、山内、中島、矢田、沼津、松井、
山崎、木村、直木、野々村、勝見

※欠席者 : 竹岡

※早退者 : 勝見

亀岡市 (市長、健康福祉部、参考人) 10 名

計 24 名

資料 : 亀岡市障害者施策推進協議会次第

資料 1 亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿

資料 2 亀岡市障害者施策推進協議会条例

資料 3 障害者基本法

資料 4 身体障害者手帳交付状況

資料 5 第 3 期亀岡市障害福祉計画の進捗状況について

資料 6 亀岡市障害者基本計画等策定委員会規則 (案)

資料 7 亀岡市障害者基本計画及び第 4 期亀岡市障害福祉計画策定スケジュール (案)

資料 8 亀岡市障害のある人の自立と社会参加への支援シンポジウム開催要項 (案)

資料 9 亀岡市障害者基本計画及び第 4 期亀岡市障害福祉計画 (案)

1. 開会

● 事務局

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。本日進行を務めさせていただきます、障害福祉課長の中村です。本日はお忙しい中、また、先日の台風による対応の中、お集まりいただきありがとうございます。亀岡市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議する」ため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。本日は、亀岡市の障害者施策の現状について報告させていただくとともに、今後も障害者施策について委員会での協議を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、本年度に障害者施策推進協議会の委員改選がありましたので、皆様に辞令交付いたします。

2. 委嘱状の交付

・・・市長より各委員に委嘱状の交付・・・

3. 挨拶

● 事務局

次に、開会に当たりまして、栗山市長からご挨拶を申し上げます。

- 栗山市長

先日の台風が嘘のように本日は好天に見舞われ、開催の運びとなりました。本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。委員の就任後初めての協議会となりますが、調査・審議機関として今年度もよろしくお願ひいたします。現行計画の期間は今年度末となっておりますので、委員の皆様におかれましては、積極的な協議をお願ひしたいと思います。本日はご出席、まことにありがとうございます。

4. 自己紹介

- 事務局

ありがとうございました。引き続き、今期初の協議会となりましたので、委員の皆様及び事務局のご紹介をさせていただきます。

・・・各委員、事務局より自己紹介・・・

- 事務局

本日の出席ですが、委員 15 名中 14 名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、本会が成立していることをご報告させていただきます。なお、市長・副市長につきましては、後の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

5. 会長及び職務代理者の選出

- 事務局

本会の議事につきましては、条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。今回、全委員の改選がございましたので新たに会長を選出する必要があります。つきましては、会長の選出を委員の皆様にお願ひしたいと存じます。なお、会長は、条例の規定では「会務を総理し、協議会を代表する者」となっており、選出は「委員の互選により選出する」と定められています。会長の選出方法や自薦・ご推薦がございましたら、事務局へご提案いただきたいと思います。

- 委員

前期は運営を矢田委員にお願いしていただきましたので、引き続き矢田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

- 事務局

ただ今隅田委員より、矢田委員をご推薦される意見がございましたが、特に異議がなければ今年度も引き続きお願ひしたいと思います。なお、矢田委員におかれましては、豊富な経験、また前期での実績もございますので、会長職として十分な資質はもとより、今期の協議会の円滑な運用も図れるものと考えております。隅田委員からの推薦の通り、今年度も矢田委員にお願ひいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

ありがとうございます。

それでは矢田会長から就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。

- 会長

こんにちは。ただ今会長に選出されました矢田でございます。現在、「障害者自立支援法」の

一部改正、「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」の制定及び「障害者差別解消法」の制定など、矢継ぎ早に制度を整え、目まぐるしい環境の変化が起こっている状況です。このような国の動向を踏まえつつ、本協議会の設立趣旨である「亀岡市の障害者施策の円滑な推進及び充実」のため、今期の協議会運営が有意義なものとなるよう、全力で努めて参る所存でございます。委員の皆様におかれましては、積極的な協議参加をお願いして、就任に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

● 事務局

続きます。条例第4条第3項による、会長の職務代理を定めたいと存じます。なお、決定方法につきましては、会長の指名によることと条例により規定されております。会長、お願いします。

● 会長

それでは、職務代理の指名をさせていただきます。職務代理は隅田委員にお願いします。隅田委員よろしくをお願いします。

● 事務局

それでは会長、議事の進行をお願いします。

● 会長

職務代理者から一言、挨拶をお願いします。

● 委員

前回と同様、今回もご指名いただきました。今後計画の策定に向けて尽力してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

6. 議事

● 会長

それでは、まず議事（1）第3期亀岡市障害福祉計画の進捗状況についてのご説明をお願いいたします。

● 事務局

・・・資料4、5に基づき説明・・・

● 会長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、何かご質問、ご意見はございませんか。

● 委員

内部障害の内訳について、心臓が一番多いとのことでしたが、年度推移で見たときに一番数字が増えているものと、その理由を教えてください。

● 事務局

申し訳ありませんが、現在データを持ち合わせておりませんので、今すぐにはお答えできません。

- 委員
身体障害者と精神障害者の交付状況については、年齢区分でもデータを出していただきたいです。65歳以上の方がこの中に何人いるかということだけでもお願いしたいです。それによって見方が変わると思いますので、今後検討していただきたいと思います。質問ですが、4ページのサービス利用計画作成についての説明の中で、支給決定者に対して計画作成の割合が非常に少ないとのことでしたが、今年度で経過措置が切れると思います。目標数値自体を変更せざるを得ないような状況だと思いますが、残りの人はどのようにするのでしょうか。
- 事務局
実施率が32%と申し上げましたが、内訳としては児童の実施率が50%くらい、入所者等、今年度更新の方は更新時に入れていただくということで進めています。しかし相談支援事業所が少なく、どこも手一杯な状況で、なかなか受けていただけないのが実情です。更新時には必ずご案内をしていますので、受けていただけるところから順次進めているという状況です。
- 委員
経過措置が切れても対応しないままいくということですか。
- 事務局
利用者による選択というところもありますので、適宜ご案内させてもらっているところです。それからセルフプランという方法もあるということで、ホームページに掲載してご案内させていただこうと思っています。3月末の更新の方が大変多いので、更新月の見直しなども順次行っているところです。
- 委員
計画を提出しない人については、更新しないということですか。
- 事務局
サービス利用計画が入っていない人について、今後どうなるのか府に確認したところ、計画案の提出がないからといって更新しないということにはならないとのことでした。
- 委員
分かりました。
- 会長
他にご質問はありますか。それでは議事(2)亀岡市障害者基本計画等策定に係る策定委員会についての説明をお願いします。
- 事務局
・・・資料2、3、6、7、8に基づき説明・・・
- 会長
ありがとうございます。今の説明事項については、障害者基本法という国の法律及び当協議会条例により、この協議会の意見を参考とする必要があるとのことでした。そのため、亀岡市障害者基本計画等策定委員会として当協議会が協議を行うことは当会の設置目的そのものであり、策定

委員会規則は必要なものであると考えます。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、亀岡市障害者基本計画等策定委員会規則の案を削り、当会の規則として規定したいと考えますが、ご異議等はございませんか。

・・・異議なし・・・

ありがとうございます。策定委員会規則においては、座長を定め議事を進めることと規定されており、会長の指名により座長を定めるとあります。今後の障害者施策の指標となる大切な計画でありますので、この場合は学識経験豊富で最新の状況に精通されています峰島委員に座長をお願いしたいと存じます。

それでは、峰島委員、座長をお願いします。

● 座長

ご指名を受けましたので、策定委員会の議事は私が進行させていただきます。よろしくお願いします。

それでは早速、議事（3）亀岡市障害者基本計画素案について及び関連資料について説明をお願いします。

● 事務局

・・・資料9に基づき説明・・・

● 座長

詳細については、今後議論を深めていくということでしたので、本日は第1章総論を中心にご要望、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

● 委員

資料9について、丁寧にまとめていただきありがとうございます。確認させていただきますが、現行では新亀岡市障害者基本計画の冊子と、第3期亀岡市障害福祉計画の冊子の2種類があると思います。今回の計画案では、「亀岡市障害者基本計画及び第4期亀岡市障害福祉計画」となっています。これは計画策定期が重なっているために1つの計画にして、その中の第3章に福祉計画を入れ込むという構成になるのでしょうか。

● 事務局

今回、策定期が同時期となっている関係で、他市町も参考にしながら障害者基本計画の中の1つの章として第4期障害福祉計画を織り込み、全体の計画としたいと考えています。別冊子という考え方もあると思いますが、前回協議会においてこのような構成でというご意見をいただきましたので、このようにご提示させていただきました。

● 座長

6年間の基本計画の中に、3年間の具体的な数値が入る福祉計画も入れるということで考えていただきたいということです。福祉計画もいろいろなご意見をいただきながら、ここで議論をしていく形になると思います。

他にありますか。

● 委員

以前もお願いしたことですが、この計画は亀岡市が主体の基本計画で、市民が読むものだと理解しますと、やはりカタカナが多すぎると思います。特に私は医者なので気になりましたが、5

ページで「リハビリテーション」という言葉を非常に特殊な用語として使っています。各論の32 ページでは普通に医学の意味でのリハビリテーションとして出てきますので、整理しないと混乱すると思います。私は福祉については不勉強ですが、医学ではこのような表現では使いませんし、施策の理念としてリハビリテーションを使うということは聞いたことがありません。市民の方はリハビリテーションというと、病院などでのリハビリを想像されると思いますので、これは考慮していただきたいです。それから、各論の中で重点項目になっているのに、「検討します」となっているものもありますので、併せて検討していただきたいです。

- 座長

「インクルーシブ」という言葉も、権利条約の政府訳では「包容」となっていて分かりにくいと言われています。「リハビリテーション」という言葉も、社会福祉の分野では「復権」という使い方をしますが、ご指摘のとおり一般市民からしますと難しいと思いますので、できるだけ分かりやすい言葉のご提案を皆様にもしていただきたいと思います。「インクルーシブ」については、「完全参加と平等」という言葉が出た頃は、障害者の側が参加するという考えが中心でしたが、今の「包み込む」という意味では、障害者が参加するだけでなく、受け入れる周りの人たちが変わる必要があるのではないかとこのころがあります。そのような意味では、「基本方針1」で、今までは障害理解というと福祉教育が重点でしたが、障害者差別解消法が制定されたので企業、賃貸住宅などの問題が今後中心になるのではと思います。

- 委員

6ページの基本目標について、平成17年と同じ目標を継続することになるかと思いますが、事務局のほうで議論した上で継続ということになったのでしょうか。

- 事務局

あくまでも素案ですので、基本理念や基本目標は継承していくものだという考えでお示しています。しかし時代が変わったということであれば、新たな目標をどのような形にしていっていか、いろいろとご意見ご提案をお願いしたいと思います。

- 委員

このネーミング自体はとてもいいもので、この趣旨についても現在も生きていますが、10年経過する中で、いろいろと制度や社会情勢も変わってきていますので、よりよいものがあれば変えてもいいと思います。今後の検討課題ということで理解させていただきました。

- 座長

ご意見があれば出していただきたいと思います。この「きずなプラン」というのは今でも十分通用すると思います。

- 委員

確かに、10年前と全く一緒というののもいかがかと思いますが、「きずな」という言葉はあちらこちらで使われていますので、変えたいと思うところがあります。先ほどお話がありましたように、社会側が変わらないといけないというメッセージをどこかに入れる工夫があるといいと思います。2つ目の〇を見ても、障害をお持ちの方が遠慮して社会に入ってくるようなニュアンスを感じますので、社会がもっと変わるということを強くメッセージに込めてもいいと思いました。

● 座長

皆様と一緒に考えていきたいと思います。

● 委員

私は当事者ですが、10年前から考えますと、確かに障害のある人が社会に参加するようになり、地域の方ともできるだけコミュニケーションを取って、自分も地域の一員として社会参加するようになりました。社会参加というのは、就労も含めて地域での催しや、地域の事業に参加することだと感じています。また障害者差別禁止法でありますとか、国のいろいろな制度がここ近年大きく変わっていつていますが、やはりなかなか周りの方の意識、考え方が変わっていかないのが現実だと思っています。一部の方はすごく理解をお持ちで、適切な配慮をいただいていると感じますが、なかなかすべてというわけにはいかないのが実情です。障害者施策の中でデータとして出していただきたいのが、若い障害のある方の就労についてのデータです。できるだけ一般就労をという気持ちが当然あります。重度の方、軽度の方の就労データが出てくると、地域での社会参加についての理解がもっと深まって充実していくのではと思いますので、よろしくお願い致します。

● 座長

ありがとうございます。今ご指摘があった障害者雇用促進法の関係で、差別をしないという形のところがかなり具体的な指針として出てくるということもあります。「幼少時からの障害に対する理解」ということだけでなく、具体的な場面での指針が出るだろうと思います。その意味では今後の大きなポイントになると思いますので、一般就労等の配慮がされているかどうかと、もう一方で実態も含めて焦点になると思います。

他にはよろしいですか。これからもまた議論の機会がありますし、ネットワーク会議等、あるいはシンポジウムもあるそうです。障害福祉計画の原案も皆様に届きますので、またご意見を寄せていただきたいと思います。今日はこれでよろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして策定委員会の議事を終了し、当協議をもって会長への報告とさせていただきます。

● 会長

議事進行、報告ありがとうございます。当協議会の議事として改めて承認したいと思います。

それでは議事を進めたいと思います。議事（4）その他ということですが、ご意見、ご提案はありますか。

それでは最後に次回の日程を定めたいと考えます。策定スケジュールから考えますと、11月に第2回目の会議を行いたいと思いますが、上旬は対応が困難ですので11月下旬にお願いしたいと考えます。次回の会議においても委員会の座長は出席いただく必要がありますが、峰島委員はいかがでしょうか。

● 委員

大学の授業等がありますので、11月21日の金曜日をお願いできればと思います。

● 会長

それでは11月21日の方向で事務局と調整させていただきまして、詳細については事務局より連絡しますのでよろしくお願い致します。

これをもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

7. 閉会

- 事務局

本日は貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして会長職務代理者である、隅田委員から閉会の挨拶を賜りたいと思います。

- 会長職務代理

本日は大変長い時間、ご審議賜りましてありがとうございました。障害者の施策が一步でも進みますように、皆様の活発なご協議をよろしくお願いしたいと思っております。

矢田会長のお話にもありましたように、台風 11 号を非常に心配しておりましたが、気象の荒れた時代になりましたので、様々な天災、原発問題等いろいろなことに対応できる、障害者の住みよいまちづくりを念頭に置いてご協議していただきたいと思います。

本日はお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。大変にご苦労様でございました。

- 事務局

以上をもちまして、平成 26 年度第 1 回亀岡市障害者施策推進協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。